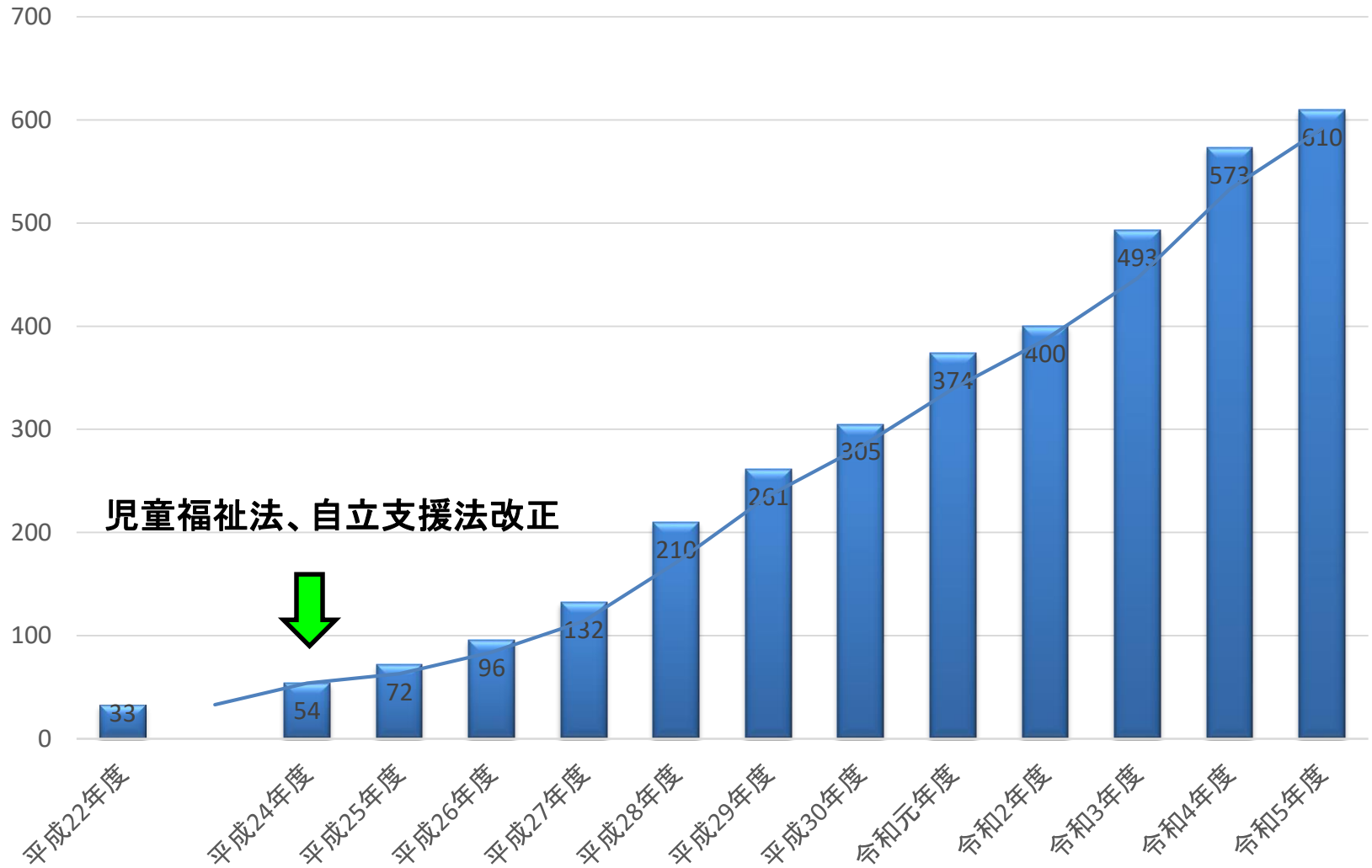


地域における療育について

～障害児通所支援に求められること～

熊本県こども総合療育センター
地域療育部 地域支援班

熊本県の障害児通所支援事業所数の推移



基本的な考え方

- ◆障害児本人の最善の利益の保障
- ◆家族支援の重視
- ◆インクルージョンの推進

関係機関が連携・協働して地域の支援体制を整備し、障害の程度や家族の状況等に関係なく、障害のあるこどもと家族が地域で安心して暮らすことができ、こどもの最善の利益を社会全体で守っていく環境づくりを進めていく必要がある。

障害児通所支援に求められること

＜児童発達支援の役割＞

『発達支援』を行う

児童発達支援センター等は、主に未就学の障害のある子ども又はその可能性のある子どもに対し、個々の障害の状態及び発達の過程・特性等に応じた発達上の課題を達成させていくための本人への発達支援を行うほか、子どもの発達の基盤となる家族への支援に努めなければならない。

発達支援

本人支援及び移行支援(狭義の発達支援)

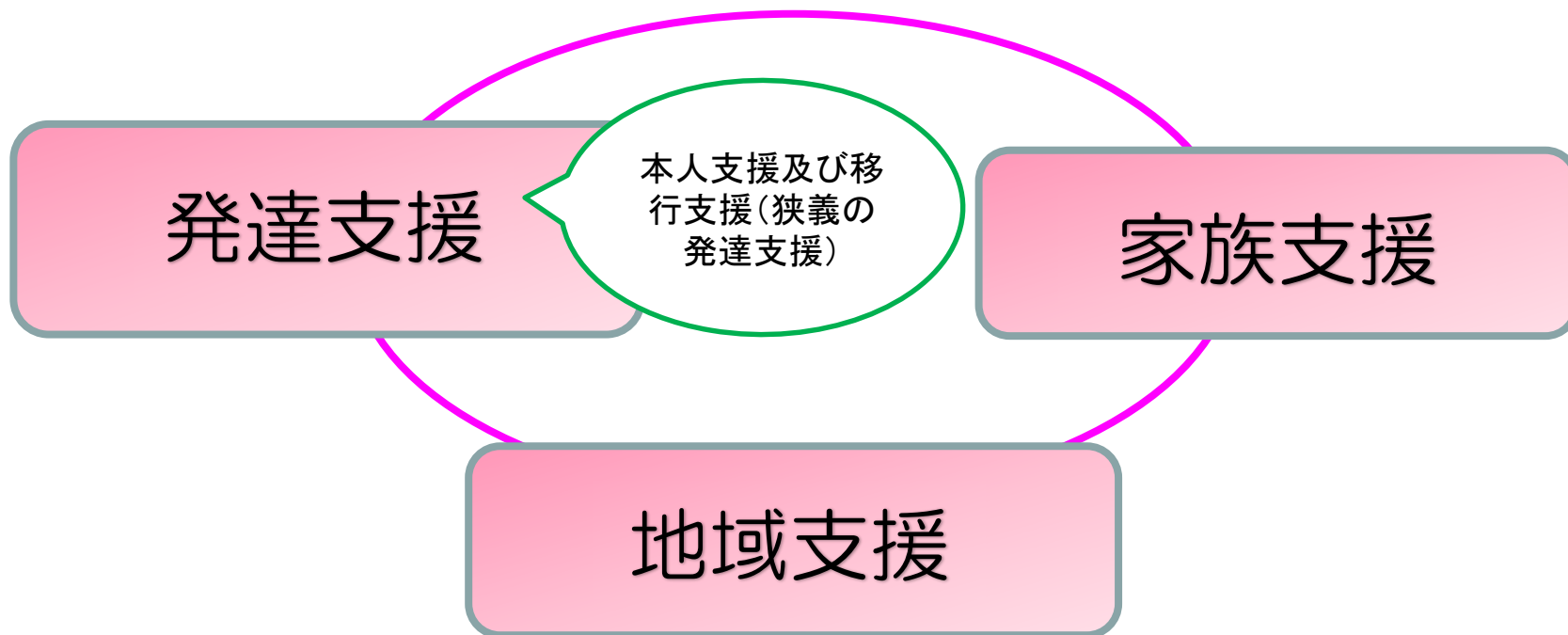
家族支援

また地域社会への参加・包容(インクルージョン)を推進するため、保育所、認定こども園、幼稚園、小学校、特別支援学校(主に幼稚部及び小学部)等(以下「保育所等」という。)と連携を図りながら支援を行うとともに、専門的な知識・経験に基づき、保育所等の後方支援に努めなければならない。

地域支援

児童発達支援・放課後等デイサービスのガイドライン

発達を支援する＝『発達支援』を行う
ことが求められている



一体的なものとして提供される必要がある

『子どもを親(家族)が育てていくことを支える』

そのためにはまず

そのお子さんを知ること(知ろうとすること)
お子さんを育てるご家族を知ろうとすること

強味

特性

発達段階

好きなこと

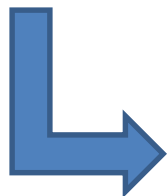
得意なこと

苦手なこと

ご家族とともに、お子さんに必要なこと、
どんなことだったらできるかを考える

一人ひとりに合わせた療育

お子さんのことを知る



どんな環境設定？
どんな工夫？
どんな関わり？

予測されることから
どういう準備が必要か

どんなことが経験できると
どんな学びがあると
生きていく力になるかを考える

お子さんの生活全般、将来を見据えて
必要なこととは何か

総合的な支援の提供

5領域(※)を全て含めた総合的な支援を提供することを基本とし、支援内容について事業所の個別支援計画等において5領域とのつながりを明確化した上で提供することを求める《運営基準》

(※)「健康・生活」「運動・感覚」「認知・行動」
「言語・コミュニケーション」「人間関係・社会性」

PDCAサイクルに基づく支援計画作成と見直し

保護者へのフィードバック・協働

最初の見立て
個別支援計画

Plan

(最初の判断・決断に
基づく計画)

Do

(計画の実践)

個別支援計画
に基づく支援

Check

(妥当性の確認
次の判断・決断)

Action

(再プランニング)

お子さんの状態
に合わせて再度
見直し

支援結果の
評価

一人ひとりに合わせた療育

インクルージョンの推進

- 障害児の状態や特性に応じた合理的配慮の提供を進めるとともに、保育所等の一般施策での障害児への支援力を向上させて、子育て支援施策全体の中で障害児への支援を進め、インクルージョン(地域社会への参加・包摂)をより一層推進していくべきである。
- 障害児支援を、専門的な知識・経験に基づき、子育て支援施策側をバックアップする後方支援として位置づけ、こどもや保護者、保育所等の個々のニーズに応じた丁寧な支援を行うことで、保育所等における障害児の育ちの支援に協力するとともに、保育所等の障害児への支援力の向上を図り、子育て支援と障害児支援が双方向から緊密に連携した支援の取組みが行われる地域の体制づくりを進めていくことが重要。

保育所等訪問支援事業

児童福祉法 第6条の2の2第5項

保育所その他の児童が集団生活を営む施設として厚生労働省に定めるものに通う障害児につき、当該施設を訪問し、当該施設における障害児以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援その他の便宜を供与することをいう。

理念・目的

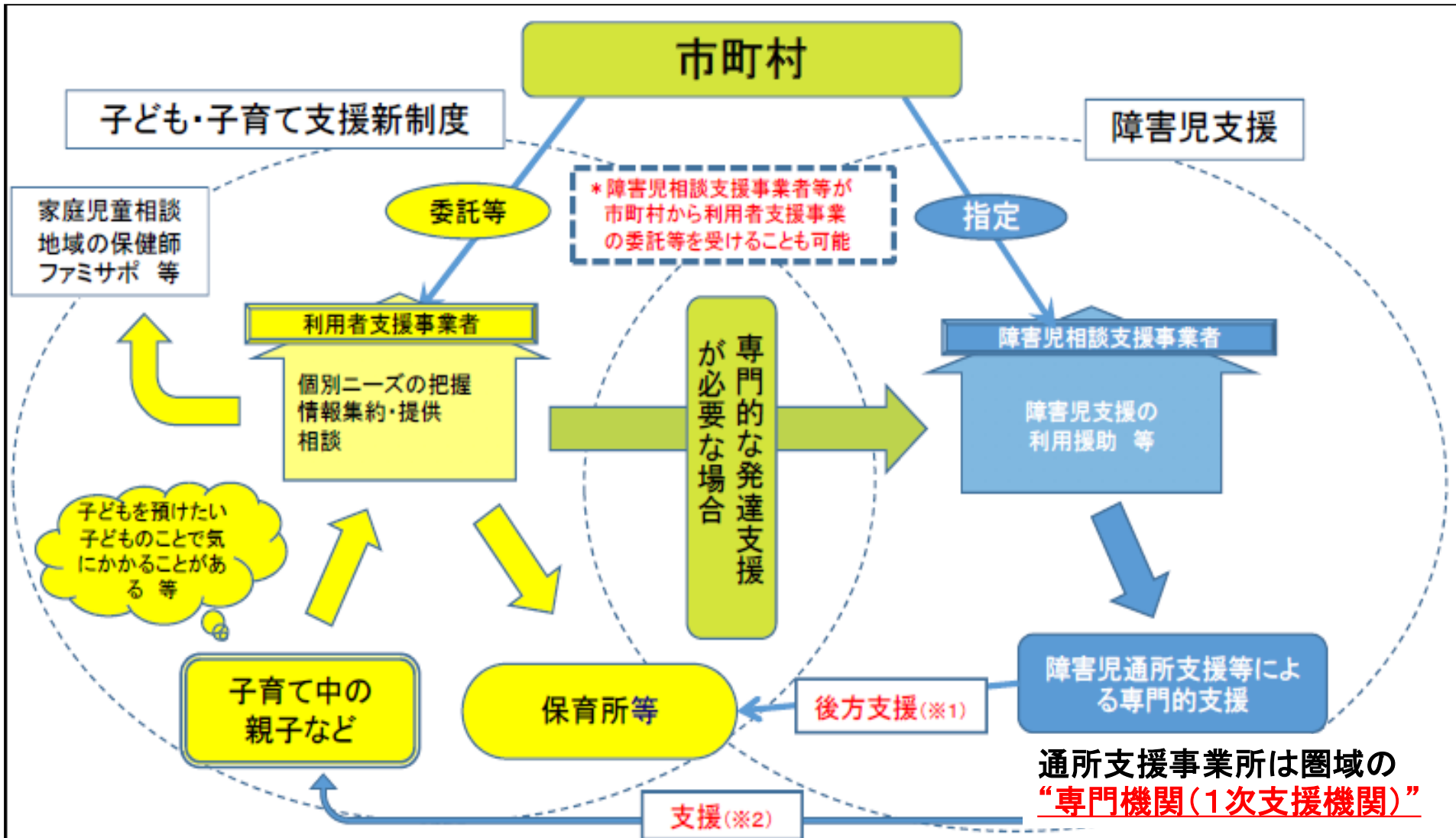
1. 保護者の権利保障として提供される事業
2. 集団生活を営む施設を訪問し、障害のない子どもとの集団生活への適応のために専門的な支援を行う
 - ⇒ 保育所等での環境や活動と、本人の特性との両方を適切にアセスメントすることが求められる

保護者と保育所等の信頼関係を築き、こどもが安心・安全に過ごせる環境になり、保育や教育の効果を最大限に引き出す

「保育所等訪問支援の効果的な実施を図るための手引書」より

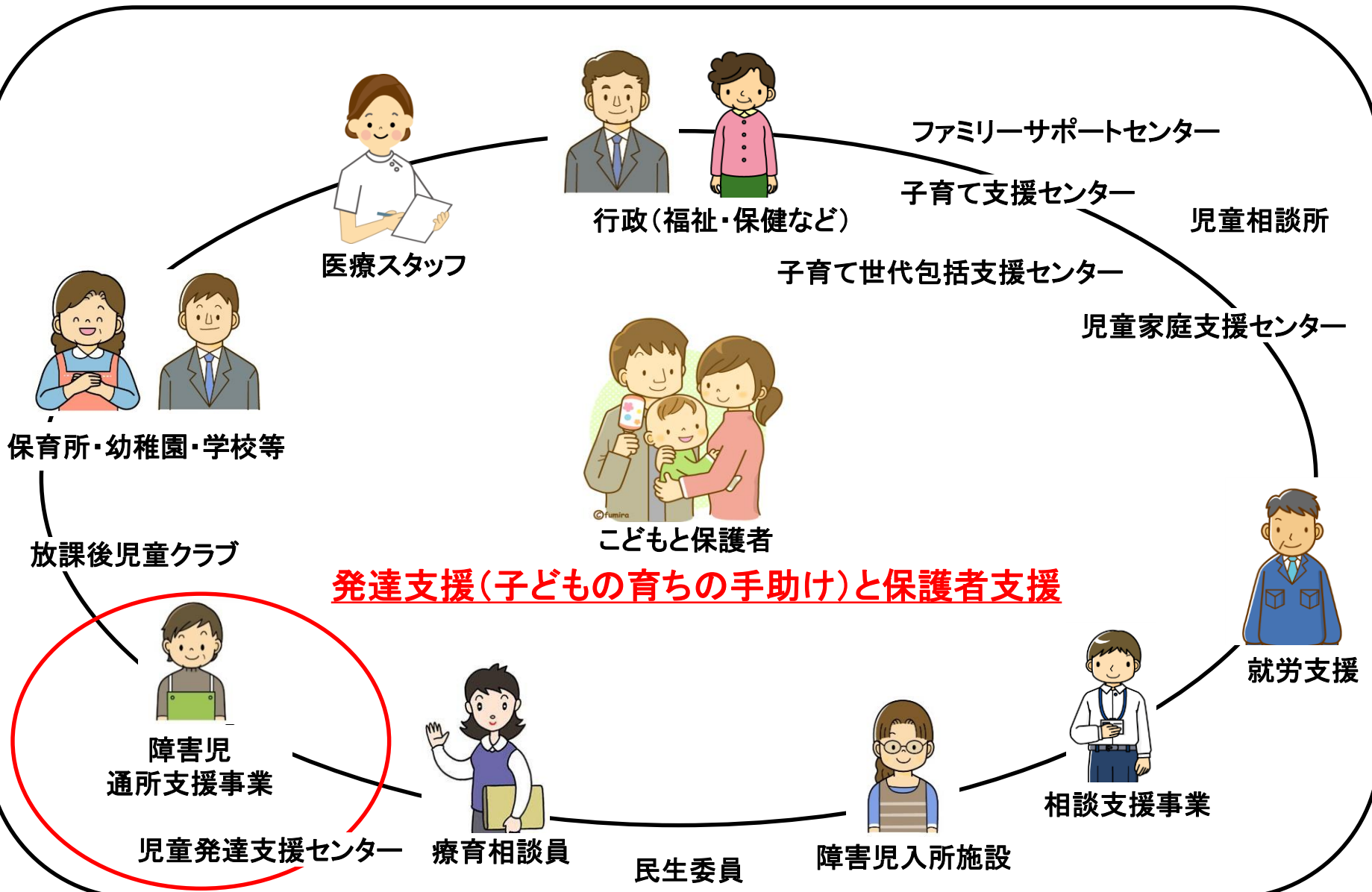
障害児相談支援と子ども・子育て支援新制度「利用者支援事業」の連携の推進(国イメージ)

- * 子ども・子育て一般政策による支援の後、専門的支援として障害児支援政策による支援を利用。
- * 障害児支援から一般政策による支援への移行を推進。



※1: 保育所等訪問支援、児童発達支援事業所等が保育所等と連携して作成する個別支援計画、障害児等療育支援事業、巡回支援専門員整備の活用。
 ※2: 障害児等療育支援事業(自宅訪問による療育指導)の活用。

子どもと保護者を支える多くの関係機関

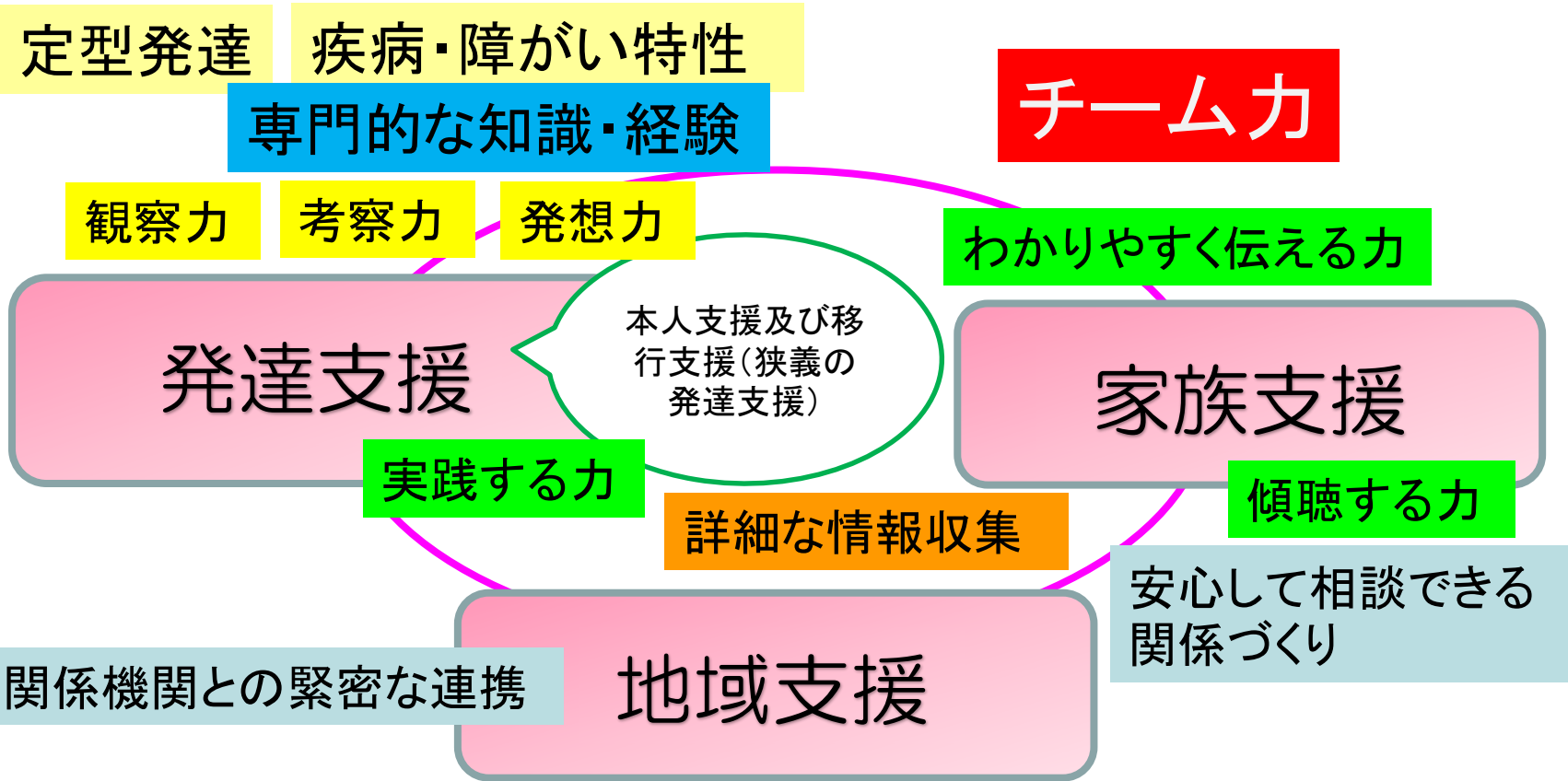


関係機関との連携

子どものライフステージに沿って、地域の保健、医療、障害福祉、保育、教育、就労支援等の関係機関が連携を図り、**切れ目のない一貫した支援を提供する体制の構築**を図る必要がある。

- ・子育て支援機関との連携
 - ・専門機関(医療機関、保健所、児童相談所等)との連携
 - ・地域の関係者との連携
 - ・ケース会議
 - ・要保護児童対策地域協議会等への参加
- ...

地域全体の子育て支援力を高めるためのネットワークを構築していくという視点も必要。



障害児通所支援事業の**役割**を
 あらためて押さえ、**専門性を高めていく**
努力を続けていくことが大切。

★児童発達支援センターと行政と連携した療育の質向上を。